

吉岡町児童生徒家庭通信環境整備支援金
交 付 申 請 書 兼 実 績 報 告 書

年 月 日

吉岡町教育委員会教育長 様

住 所 吉岡町大字
申請者 氏 名
電話番号 — —

私は吉岡町児童生徒家庭通信環境整備支援金交付要綱第3条に定める対象者に該当するため、同要綱第6条の規定により次のとおり交付申請及び実績報告いたします。

対 象 児童・生徒	ふりがな	
	氏 名	
	学校名	学校
	学年等	年 組
総 事 業 費 (導入経費:工事費・事務費等)		円

○受取口座（申請者名義の口座を指定してください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	支店名		分類	口座番号								口座名義人カナ	
銀行 信金 農協 信組 金庫	本店(所) 支店(所)		1 普通										
	支店コード		2 当座										
				4 貯蓄									

ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は、 *欄にご記入ください。)					*	番号								口座名義人カナ
	1				0									1	

※裏面に振込先口座確認書類の写しを貼付してください。

※町税の調査閲覧同意書

私は、吉岡町児童生徒家庭通信環境整備支援金に必要な事項として「町税納入状況の閲覧」「住民登録の閲覧」について吉岡町職員が調査閲覧することに同意します。

氏名 _____

同意事項

- 1 支援金記載内容について、吉岡町職員が町税納入状況及び住民登録を閲覧すること。
- 2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、支援金の交付を受ける資格を失うこととなること。
 - (1) 申請期間に支援金の交付の申請を行わないとき。
 - (2) 第7条の決定後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により交付ができなかった場合で、教育委員会が確認等に努めた上でなお補正が行われなかったとき。
 - (3) その他教育長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 3 交付決定後であっても次の各号のいずれかに該当するときは、その決定が取り消されること。この場合において、既に支援金の交付を受けている場合は、支援金又はその相当額を返還しなければならないこと。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) その他教育長が不適当と認めたとき。

※振込先口座確認書類の写しはここに貼り付けてください。

(例) 通帳又はキャッシュカードの、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が分かる部分をお願いします。